

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三四
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 三四
- 公告
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 三四
- 正 誤
 - 平成二十年三月二十八日付け号外第十七号中 三五

告 示

福島県告示第三百二十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十四年六月十六日救急病院として認定した。

平成二十四年六月二十六日

名称 所在地 福島県知事 佐藤雄平

あづま脳神経外科病院 福島市大森字柳下一六一― 平成二七年六月一日

（地域医療課） 認定有効期限

福島県告示第三百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年六月二十六日から同年七月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六一七ほか五十筆
 - 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。
- （商業まちづくり課）

福島県告示第三百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年六月二十六日から同年七月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月二十六日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二十七番一ほか
 - 二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要
意見なし。
- （商業まちづくり課）

公 告

公告第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年六月二十六日

土地改良区の名称 福島県知事 佐藤雄平

布藤堰土地改良区

退任した役員

役別	氏名	住所
理事	日下 忠直	耶麻郡磐梯町大字磐梯字漆方一一三七番地の二
同	坂本 一益	同 郡同 町大字磐梯字漆方一一七二番地
同	家田 正	同 郡同 町大字磐梯字滝下一七三〇番地の二
同	遠藤 敏男	同 郡同 町大字磐梯字水口二五四一番地の二
同	鈴木 喜代志	同 郡同 町大字磐梯字行林上五五〇五番地
同	本田 一男	同 郡同 町大字磐梯字本寺下四八八七番地
同	菅 勉	同 郡同 町大字更科字下狐塚三七九二番地

六	
上	
一 二	一 二
及 び 都 市 総 室	及 び 都 市 領 域
、 都 市 総 室	、 都 市 領 域